

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の概要

「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」をはじめとする 19 本の内閣府令を改正するための内閣府令。

(注) 当該内閣府令により改正する内閣府令の一覧は、[別紙 2] を参照。

・銀行法施行規則の一部改正 (1 条)

1. 「投資性の強い預金」に対する規制の横断化

銀行・銀行代理業者が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる商品(「特定預金等」)の範囲は、デリバティブ預金等(預入期間の途中で解約をした場合に違約金等を支払うこととなる預金等で、残高から当該違約金等を控除した金額が金利等の変動により預入金額を下回るおそれのあるもの)、外貨預金等及び通貨オプション組入型預金等とする(改正後 14 条の 11 の 4)。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の広告等の規制に関して、デリバティブ預金等に関する一般的な広告等への表示事項として「銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に、当該預金の金利が市場金利を下回ることにより、顧客に不利になるおそれがある旨」等を追加する(改正後 14 条の 11 の 20)。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、書面交付を要しない場合として、以下の場合等を定める(改正後 14 条の 11 の 25)。また、デリバティブ預金等に関する契約締結前交付書面の記載事項として、上記と同内容の事項等を追加する(改正後 14 条の 11 の 27)。

イ 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前 1 年以内に外貨預金等書面(外貨預金等についてのリスク情報等を記載した書面)を交付している場合(顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示があった場合に限る。)

ロ 特定預金等契約の締結前 1 年以内に同一内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合

(注) 外貨預金等書面を交付した日から 1 年以内に外貨預金等に関する契約を締結し、又は契約締結前交付書面を交付した日から 1 年以内に同一内容の特定預金等契約の締結を行った場合は、当該締結日にこれらの書面を交付したも

のとみなす。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結時の書面交付義務に関して、書面交付を要しない場合として、上記と概ね同内容を定める（改正後 14 条の 11 の 29）。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為として、銀行業務に係る一般的禁止行為と同内容を定めるほか、以下の行為等を追加する（改正後 14 条の 11 の 30）。

イ 契約締結前交付書面や外貨預金等書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をすることなく契約を締結する行為

ロ 特定預金等契約の締結又は解約に関し、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定預金等契約の 1 種類とする（改正後 14 条の 11 の 5）。

その他、銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務について、上記～と概ね同内容の事項（外貨預金等書面に係る事項を除く。）を定める。

2．銀行の業務範囲

銀行の付随業務として、金融商品取引業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介を追加する（改正後 13 条）。

銀行の付随業務である金融等デリバティブ取引等として、算定割当量（いわゆる排出権）に係る指標先渡取引・オプション取引又はその媒介・取次ぎ・代理を追加する（改正後 13 条の 2 の 2）。

3．銀行子会社の範囲

銀行子会社のうち証券専門会社の業務範囲について、金融商品取引業の全般を含めるなどの改正を行う（改正後 17 条の 2）。

銀行子会社の業務範囲について、いわゆる金融関連業務として、自己募集（金融商品取引法 2 条 8 項 7 号）投資助言・代理業（同項 13 号）及び自己運用（同項 15 号）他人のために行う一定の資産に対する投資運用、算定割当量（いわゆる排出権）の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理並びに算定割当量に係る指標先渡取引・オプション取引又はその取引の媒介・取次ぎ・代理を追

加する（改正後 17 条の 3 ）。

．長期信用銀行法施行規則の一部改正（ 2 条 ）

長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、長期信用銀行の業務範囲及びその子会社の範囲について、上記 1 と同様の改正を行う。

．信用金庫法施行規則の一部改正（ 3 条 ）

信用金庫、信用金庫連合会及び信用金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について上記 1 と同様の改正を行い、信用金庫及び信用金庫連合会の業務範囲及び子会社の範囲について上記 2 及び 3 と同様の改正を行う。

．金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正（ 4 条 ）

信託兼営金融機関が行う特定信託契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について、下記 1 と同様の改正を行う。

．協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（ 5 条 ）

信用協同組合、信用協同組合連合会及び信用協同組合代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について上記 1 と同様の改正を行い、信用協同組合及び信用協同組合連合会の子会社の範囲について上記 3 と同様の改正を行う。

．保険業法施行規則の一部改正（ 6 条 ）

1 ．「投資性の強い保険」に対する規制の横断化

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる保険契約（「特定保険契約」）

の範囲は、変額保険・年金（運用実績連動型保険契約など、運用財産を特別勘定で経理するもの）、解約返戻金変動型保険・年金（解約返戻金の額が金利等の変動により保険料の合計額を下回るリスクのあるもの）及び外貨建て保険・年金（保険契約者が事業者であっててん補すべき損害額を外国通貨をもって表示する外貨建て損害保険契約を除く。）とする（改正後 234 条の 2）。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、現行の監督指針で規定されている「契約概要」「注意喚起情報」等との関係を踏まえて記載事項を整理する（改正後 234 条の 24）。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結時の書面交付義務に関して、保険証券等の記載事項を勘案して整理を行う（改正後 234 条の 25）。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為について、保険契約の締結又は保険募集に関する一般的禁止行為と同内容及び保険募集人等である銀行等に係る禁止行為（信用を供与して変額保険・年金を販売する場合におけるリスク説明・同意取得義務）を定めるほか、以下の行為等を追加する（改正後 234 条の 27）。

イ 契約締結前交付書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をすることなく契約を締結する行為

ロ 特定保険契約の締結又は解約に関し、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為

保険会社等、外国保険会社等及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定保険契約等の 1 種類とする（改正後 234 条の 3）。

その他、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

2 . 生命保険会社等が行う保険金信託業務

生命保険会社等が行う保険金信託業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について、下記 1 と同様の改正を行う（改正後 52 条の 13 の 2 等）。

3 . 保険会社の業務範囲

上記 2 と同様の改正を行う（改正後 52 条の 3）。

4. 保険子会社の範囲

上記 3 と同様の改正を行う（改正後 56 条・56 条の 2 ）。

・信託業法施行規則の一部改正（7 条）

1. 「投資性の強い信託」に対する規制の横断化

信託会社が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる信託契約（「特定信託契約」）の範囲は、一定の信託（公益信託、元本補てん型信託、普通預金等のみにより運用する信託、管理型信託及び物・権利の管理・処分信託）以外の信託に係る信託契約とする（改正後 30 条の 2 ）。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、同一内容の特定信託契約について契約締結前交付書面を交付している場合で、当該顧客から交付を要しない旨の意思の表明があった場合等は、契約締結前交付書面の交付を要しないこととする（改正後 30 条の 22 ）。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為として、信託の引受けに係る一般的禁止行為と同内容を定めるほか、以下の行為等を追加する（改正後 30 条の 24 ）。

イ 契約締結前交付書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をすることなく契約を締結する行為

ロ 特定信託契約の締結又は解約に関し、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定信託契約の 1 種類とする（改正後 30 条の 3 ）。

その他、信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

2. その他

信託受益権販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

・中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会

の事業に関する内閣府令の一部改正（12条）

信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業の範囲について、上記 2 と同様の改正を行う。

．経過措置

1．銀行法施行規則関係（附則2条～8条）

銀行等が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務（上記 1 参照）に関して、以下の経過措置を定める。

イ 銀行は、施行後3月以内に外貨預金等に関する契約を締結する場合においては、当該期間内に外貨預金等書面を交付すること及び顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示があることを条件として、当該書面の交付義務を適用除外することとする（附則2条）。

ロ 銀行等が既存顧客との間で特定預金等契約を締結しようとするときは、施行日後3月以内は、契約成立後遅滞なく書面を交付することを要件として、契約締結前の書面交付義務を適用除外することとする（附則3条）。

ハ 銀行は、施行日前においても、既存顧客に対し外貨預金等書面を交付できることとする（附則6条）。

ニ 銀行が、施行日前に契約締結前交付書面の例により書面を交付している場合は、契約締結前交付書面を交付したものとみなして、上記 1 ロを適用することとする（附則7条）。

銀行等が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結時の書面交付義務（上記 1 参照）に関して、上記 イ・ハ・ニと同様の経過措置を定める（附則2条・6条・7条）。

銀行及び銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度及び広告等の規制に関して、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の経過措置を定める（附則4条・5条）。

2．長期信用銀行法施行規則関係（附則9条～14条）

長期信用銀行等が行う特定預金等契約に関する業務について、上記1と同様の経過措置を定める。

3．信用金庫法施行規則関係（附則15条～21条）

信用金庫等が行う特定預金等契約に関する業務について、上記1と同様の経過措

置を定める。

4．金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則関係（附則 22 条～25 条）

信託兼営金融機関が行う特定信託契約に関する業務について、下記 7 と同様の経過措置を定める。

5．協同組合による金融事業に関する内閣府令関係（附則 26 条～32 条）

信用協同組合等が行う特定預金等契約に関する業務について、上記 1 と同様の経過措置を定める。

6．保険業法施行規則関係（附則 33 条～39 条）

保険会社等が行う特定保険契約等に関する業務について、上記 1 口及び と同様の経過措置を定める（附則 37 条～39 条）。

生命保険会社等が行う保険金信託業務について、下記 7 と同様の経過措置を定める（附則 33 条～36 条）。

7．信託業法施行規則関係（附則 40 条～44 条）

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、上記 1 口・二及び と同様の経過措置を定める。